

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【四半期会計期間】	第146期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	相鉄ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sotetsu Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 英一
【本店の所在の場所】	横浜市西区北幸一丁目3番23号 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記本社事務所において 行っております。 (本社事務所) 横浜市西区北幸二丁目9番14号
【電話番号】	(045)319 - 2043
【事務連絡者氏名】	経営戦略室 課長 森 肇
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区北幸二丁目9番14号
【電話番号】	(045)319 - 2043
【事務連絡者氏名】	経営戦略室 課長 森 肇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第145期 第1四半期連結 累計期間	第146期 第1四半期連結 累計期間	第145期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
営業収益(百万円)	59,678	58,472	245,295
経常利益(百万円)	4,070	5,599	16,037
四半期(当期)純利益(百万円)	2,540	3,261	7,708
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,176	3,504	8,934
純資産額(百万円)	79,036	86,605	84,343
総資産額(百万円)	545,609	566,175	549,360
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	5.18	6.65	15.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	14.1	14.9	15.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため、「-」で表示しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、政府による経済対策等の効果により、個人消費が持ち直す等、景気は回復しつつあるものの、海外景気の下振れによる影響が懸念されることから、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢下におきまして、相鉄グループでは鋭意業績の向上に努めました結果、当第1四半期連結累計期間の営業収益は584億7千2百万円（前年同期比2.0%減）となり、営業利益は66億7千9百万円（前年同期比28.5%増）、経常利益は55億9千9百万円（前年同期比37.6%増）、四半期純利益は32億6千1百万円（前年同期比28.4%増）を計上するにいたしました。

各セグメント別の状況は以下のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

#### a. 運輸業

鉄道業におきましては、瀬谷駅において軌道改良工事を行い、運転保安度の向上を図るとともに、引き続き星川・天王町駅付近連続立体交差工事を推進いたしました。また、JR線及び東急線との相互直通運転計画につきましても、鋭意推進いたしております。さらに、ラッピング電車「走るウルトラヒーロー号」を運行するとともに、記念入場券の発売並びにスタンプラリー及び写真撮影会を開催いたしました。

自動車業におきましては、パソコン、スマートフォン及び携帯電話でバスの運行情報等が検索できるバスロケーションシステムの対象路線を拡大し、サービスの向上を図りました。

以上の結果、運輸業全体の営業収益は97億3千7百万円（前年同期比3.0%減）、営業利益は23億8百万円（前年同期比7.8%増）となりました。

#### b. 流通業

スーパーマーケット業におきましては、川崎市麻生区に「そうてつローゼン柿生店」を開業するとともに、三浦郡葉山町の「そうてつローゼン葉山店」をはじめ9店舗において改装等、店舗の活性化を実施したほか、「そうてつローゼン緑園都市店」をはじめ21店舗において営業時間の延長を実施し、利便性の向上に努めました。また、毎月2回開催している「ローゼン市」を毎月3回開催に強化し、収益力の向上に努めたほか、徹底したコストの削減に努めました。

砂利類販売業におきましては、競争が激化する厳しい事業環境のなか、積極的な営業活動に努めました。

更に、その他流通業におきましても、業績の向上を図るべく、積極的な営業活動に努めました。

以上の結果、流通業全体の営業収益は261億6百万円（前年同期比0.1%減）、営業損失は2千万円（前年同期は2千1百万円の利益）となりました。

#### c. 不動産業

不動産分譲業におきましては、横浜市保土ヶ谷区の「パークタワー横濱星川」等の集合住宅並びに綾瀬市内の早川城山住宅地及び横浜市瀬谷区の「サザンヒルズ横浜三ツ境」等の戸建住宅を中心に、集合住宅及び戸建住宅136戸を分譲いたしました。

不動産賃貸業におきましては、横浜市西区の「相鉄北幸第1ビル」を取得し、事業基盤の拡充を図りました。また、横浜駅西口の「相鉄ジョイナス」及び「ザ・ダイヤモンド」をはじめとしたショッピングセンターにおきましても、魅力あるテナントを誘致する等、収益力の向上に努めました。

なお、二俣川駅南口における市街地再開発事業の事務局業務の受託及び海老名駅西口における土地区画整理事業の業務を代行し良好な街づくりを推進しております。

以上の結果、不動産業全体の営業収益は174億6百万円（前年同期比4.6%増）、営業利益は40億7千1百万円（前年同期比32.2%増）となりました。

#### d. その他

ビルメンテナンス業におきましては、事業者間の受注競争が激化する厳しい事業環境のなか、東京都内及び神奈川県内において新規物件を受注する等営業基盤の拡大を図りました。

「横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ」では一部客室階を改修したほか、開業15周年記念イベントの一つとして、相模鉄道(株)との共同企画「ウルトラヒーローがやってくる！」を開催するなど、集客力及び収益力の向上に努めました。

宿泊特化型ホテルを営む「相鉄フレッサイン」につきましては、東京・神奈川・千葉において13店舗を営業しております。引き続き多店舗化による営業基盤の拡充と収益力の向上に努めてまいります。

以上の結果、その他全体の営業収益は80億5千3百万円（前年同期比24.7%減）、営業利益は3億円（前年同期は1千6百万円の損失）となりました。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針について

当社の「株式会社の支配に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）は、以下のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社を支えるさまざまなステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えます。

従いまして、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（以下、本項において、当該特定の者又はグループを「買収者等」といいます。）、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化のために相当の措置を講じます。

基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

当社は、基本方針実現のため、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて以下の取り組み（以下、「本取り組み」といいます。）を実施しております。

相鉄グループは、「快適な暮らしをサポートする事業を通じてお客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献します」という基本理念のもと、横浜駅と神奈川県央部を結ぶ鉄道路線を中心とし、それを補完するバス路線のネットワーク、そして沿線の宅地、商業施設等の開発をはじめとするさまざまな生活関連サービスを沿線で暮らしているお客様に提供するという事業構造によって成長してまいりました。

現在、相鉄グループは長年にわたる相鉄線沿線地域での事業展開により培ってきたお客様からの信頼を活かして競争力を高め、「地域ナンバーワンの快適生活応援企業グループ」となることをめざし、事業の選択と集中の強化、CS 経営の推進と沿線価値の向上による相鉄ブランドの維持及び形成並びに財務体質の改善等に取り組んでおります。

今後もコア事業である鉄道業・不動産業・流通業への経営資源の重点投下や宿泊特化型のホテル業といった新規事業展開を積極的に行うとともに、低効率な事業については抜本的な改善策を実施する等、事業の選択と集中をさらに強化してまいります。

さらに、今後予定されております相鉄線とJR線との相互直通運転及び相鉄線と東急線との相互直通運転により、相鉄線沿線の利便性が向上し、沿線の将来性及びポテンシャルが大いに高まることが期待されます。Vision100のもと、鉄道業におけるさらなるサービスの充実や、沿線の開発に積極的に取り組み、沿線価値の向上と相鉄ブランドの維持及び形成に努め、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化することで株主の皆様のご期待に応えていくとともに、株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーからの信頼を確保するため、コンプライアンスの徹底などコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化に取り組んでまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて

当社は、基本方針に照らして不適切な者（以下、「例外事由該当者」といいます。）による当社株式の大規模買付行為を防止するための取り組みについて検討を行ってまいりました結果、具体的な対応策を導入することが適当であると判断し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）に関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会に提出し、株主の皆様のご承認をいただいております。

(ア) 本プラン導入の目的及び理由

当社は、当社株式の大規模買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下、「買収者グループ」といいます。）が出現した場合でも、買収者グループに対して株式を売却するか否かの判断や、買収者グループに対して会社の経営を委ねることの最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。また当社は、株主の皆様に対して、ご判断にあたっての種々の情報を分析し検討していただくために、十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

本プランは、買収者グループに対して、事前に必要な情報の提供を求めると及び大規模買付行為を一定期間行わない旨の誓約を求めることにより、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、取締役会が大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様へ提示すること、あるいは株主の皆様のために交渉すること等を可能とし、もって例外事由該当者等による大規模買付行為を防止することを目的としております。

(イ) 本プランの概要

本プランに関し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続き及び行動指針を「対抗措置発動等ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）として定めております。

a. 対抗措置の対象となる大規模買付行為

当社の株券等について、買付後の所有割合が20%以上となる公開買付け等といたします。

b. 対抗措置発動の対象となる買付提案

いわゆるグリーンメイラーによるものである場合、運輸業の安全性若しくは公共性又は利用者の利益の確保に重大な支障を与えるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうと判断されるものといたします。

c. 対抗措置発動の決定機関

本プランに定める手続きに買収者グループが従わない場合、取締役会の決議により対抗措置を発動いたします。

本プランに定める手続きに買収者グループが従った場合でも、当該買収者グループが例外事由該当者に相当すると判断した場合、取締役会は、株主総会の招集及び対抗措置発動の承認に関する議案の提案を決議いたします。対抗措置は、株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合に発動することといたします。

それ以外の場合には、対抗措置は発動されません。

d. 対抗措置の内容

原則として、新株予約権の無償割当てによります。例外事由該当者に対しては、その権利行使を認めない等の行使条件等を付すことがあります。

(ウ) 本プランの導入、継続、廃止及び変更等

本プランは、平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたことにより効力を生じており、取締役会において廃止の決議が行われた場合に廃止されるものといたします。当社取締役の任期は1年であるため、定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続又は廃止に関する株主の皆様のご意思を確認することが可能です。また、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議いたします。

(エ) 本プランが株主の皆様にも与える影響

本プランの導入時及び本プランに基づく新株予約権の発行時には株主の皆様のご権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。しかしながら例外事由該当者につきましては、本プランに基づく対抗措置の発動により、その権利及び経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。また、例外事由該当者に該当しなくとも、基準日における最終の株主名簿に記録されていない場合等には、権利が行使できない場合があります。

本取り組み及び本プランに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本取り組みは、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて取り組むものであります。

また、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の最大化の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものであります。

このため、当社取締役会は、本取り組み及び本プランが基本方針に沿い、株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(ア) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化

本プランは、買収者グループに対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために買収者グループと交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を目的として、導入されたものです。

(イ) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び買収者グループの予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示しております。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(ウ) 株主意思の重視

当社は、平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会において本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を付議し、本プランは株主の皆様のご承認が得られることを条件にその効力が発生するものとするので、本プランの導入についての株主の皆様のご意思を反映させております。

(エ) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉等を行うにあたっては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されております。

(オ) 本ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続きにおいて当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続きの透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(カ) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも継続、又は廃止の決議をすることができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(ご参考)

本プランの詳細はインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.sotetsu.co.jp/ir/rights-plan/index.html>)に掲載しております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	490,727,495	490,727,495	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 1,000株であります。
計	490,727,495	490,727,495	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	-	490,727,495	-	38,803	-	15,440

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 582,000	-	1(1) 発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 487,238,000	487,238	同上
単元未満株式	普通株式 2,907,495	-	同上
発行済株式総数	490,727,495	-	-
総株主の議決権	-	487,238	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権1個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式789株、証券保管振替機構名義の株式600株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 相鉄ホールディングス 株式会社	横浜市西区北幸 一丁目3番23号	582,000	0	582,000	0.11
計	-	582,000	0	582,000	0.11

- (注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	17,753	18,277
受取手形及び売掛金	11,971	11,282
たな卸資産	29,750	27,019
繰延税金資産	1,835	2,345
その他	7,318	6,770
貸倒引当金	579	572
流動資産合計	68,049	65,123
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	185,649	187,274
機械装置及び運搬具(純額)	14,232	13,550
土地	221,939	240,699
建設仮勘定	7,135	7,293
その他(純額)	4,572	4,434
有形固定資産合計	433,529	453,252
無形固定資産		
のれん	2,296	2,274
借地権	3,518	3,531
その他	3,586	3,333
無形固定資産合計	9,401	9,140
投資その他の資産		
投資有価証券	8,897	9,292
長期貸付金	69	68
繰延税金資産	8,225	8,016
その他	21,430	21,529
貸倒引当金	257	256
投資その他の資産合計	38,365	38,649
固定資産合計	481,296	501,042
繰延資産		
株式交付費	15	8
繰延資産合計	15	8
資産合計	549,360	566,175

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,537	11,233
短期借入金	52,454	71,157
1年以内償還社債	19,850	4,850
リース債務	361	319
未払法人税等	2,517	1,199
賞与引当金	2,356	850
その他の引当金	519	535
資産除去債務	150	109
その他	37,446	35,026
流動負債合計	126,194	125,282
固定負債		
社債	120,195	139,950
長期借入金	135,810	130,089
リース債務	433	439
繰延税金負債	739	744
再評価に係る繰延税金負債	27,352	27,352
退職給付引当金	21,114	21,266
長期預り敷金保証金	30,060	31,442
資産除去債務	1,815	1,841
その他	1,300	1,159
固定負債合計	338,822	354,287
負債合計	465,017	479,569
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,803	38,803
資本剰余金	29,919	29,919
利益剰余金	15,881	17,917
自己株式	221	223
株主資本合計	84,383	86,417
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,253	3,500
土地再評価差額金	5,348	5,348
その他の包括利益累計額合計	2,094	1,847
少数株主持分	2,055	2,036
純資産合計	84,343	86,605
負債純資産合計	549,360	566,175

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
営業収益	59,678	58,472
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	43,526	41,157
販売費及び一般管理費	10,952	10,635
営業費合計	54,478	51,793
営業利益	5,200	6,679
営業外収益		
受取利息	26	23
受取配当金	129	56
受託工事事務費戻入	50	65
貸倒引当金戻入額	47	12
雑収入	52	68
営業外収益合計	307	226
営業外費用		
支払利息	1,307	1,155
雑支出	129	151
営業外費用合計	1,436	1,306
経常利益	4,070	5,599
特別利益		
固定資産売却益	0	2
投資有価証券売却益	81	-
関係会社株式売却益	246	-
補助金	5	6
その他	-	3
特別利益合計	334	12
特別損失		
固定資産売却損	-	5
固定資産除却損	52	101
固定資産圧縮損	5	9
その他	-	2
特別損失合計	58	120
税金等調整前四半期純利益	4,347	5,491
法人税、住民税及び事業税	1,481	2,670
法人税等調整額	299	436
法人税等合計	1,780	2,233
少数株主損益調整前四半期純利益	2,567	3,258
少数株主利益	27	3
四半期純利益	2,540	3,261

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,567	3,258
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	391	246
その他の包括利益合計	391	246
四半期包括利益	2,176	3,504
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,157	3,508
少数株主に係る四半期包括利益	19	3

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	4,004百万円	4,017百万円
のれんの償却額	71	43

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,225	2.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,225	2.50	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

「当第1四半期連結累計期間 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	流通業	不動産業	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
営業収益							
(1) 外部顧客への営業収益	9,608	26,019	16,588	6,256	58,472	-	58,472
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	129	87	818	1,796	2,831	(2,831)	-
計	9,737	26,106	17,406	8,053	61,304	(2,831)	58,472
セグメント利益	2,308	20	4,071	300	6,659	20	6,679

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス業、ホテル業等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より報告セグメントを、従来の「運輸業」、「建設業」、「流通業」、「不動産業」から、「運輸業」、「流通業」、「不動産業」に変更しております。

この変更は、前連結会計年度において報告セグメントとして区分しておりました建設業セグメントについて、前連結会計年度において相鉄建設(株)の全株式を譲渡したことによるものであり、当該セグメントにつきましては重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。

なお、当該セグメント変更を反映した前第1四半期連結累計期間の報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失金額に関する情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	運輸業	流通業	不動産業	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
営業収益							
(1) 外部顧客への営業収益	9,660	25,977	15,795	8,244	59,678	-	59,678
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	375	142	850	2,453	3,822	(3,822)	-
計	10,036	26,120	16,646	10,697	63,500	(3,822)	59,678
セグメント利益	2,140	21	3,079	16	5,224	24	5,200

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス業、ホテル業等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	5円18銭	6円65銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,540	3,261
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,540	3,261
普通株式の期中平均株式数(千株)	490,157	490,142

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。



第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

銘柄	保証会社	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	提出会社の当 事業年度末現 在の未償還額 (百万円)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名
相鉄ホールディングス(株) 第11回無担保社債	相模鉄道(株)	平成19年 9月13日	20,000	20,000	20,000	
相鉄ホールディングス(株) 第15回無担保社債	同上	平成21年 7月24日	15,000	15,000	15,000	
相鉄ホールディングス(株) 第17回無担保社債	同上	平成22年 2月10日	10,000	10,000	10,000	
相鉄ホールディングス(株) 第20回無担保社債	同上	平成22年 7月28日	10,000	10,000	10,000	
相鉄ホールディングス(株) 第21回無担保社債	同上	平成22年 7月28日	10,000	10,000	10,000	
相鉄ホールディングス(株) 第25回無担保社債	同上	平成24年 4月26日	20,000	20,000	20,000	
相鉄ホールディングス(株) 第27回無担保社債	同上	平成25年 1月28日	16,000	16,000	16,000	
相鉄ホールディングス(株) 第28回無担保社債	同上	平成25年 4月24日	10,000	10,000	10,000	
相鉄ホールディングス(株) 第29回無担保社債	同上	平成25年 6月25日	10,000	10,000	10,000	

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

第145期有価証券報告書「第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」をご参照ください。

## 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月13日

相鉄ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山下 和俊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松木 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている相鉄ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、相鉄ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。